

省エネ設備への入替を支援します!!



～小樽市中小企業等省エネ推進補助金～

二酸化炭素排出削減の取組として省エネ設備の導入に要する経費の一部を補助することにより、中小企業等のゼロカーボンの推進支援及び事業継続を図ることを目的とする事業です!

補助対象者

小樽市内に事務所又は事業所を有する中小企業等（個人事業者を含む。）

補助対象事業

現在、事業活動に供している設備に替えて導入するもので、省エネ診断結果により消費エネルギーの削減率の合計もしくは、設備単体の更新による削減率が年率10パーセント以上低減する提案を受けた省エネ対策事業

補助対象経費

設備費、設備の据付け及び運搬に要する費用

補助対象設備

- (以下のいずれにも該当すること)
- ①エネルギー消費量が低減すると見込まれる設備更新であること。
 - ②現在、事業活動に供している設備に替えて導入するものであること。
※新設及び増設は対象外
※EMS等制御装置については、既存の設備に付加するものが対象
 - ③市内に所在する施設等において設備の導入を行うものであること。
 - ④借用品又は中古品でないこと。
 - ⑤主に従業員の福利厚生等を目的とする設備の導入でないこと。
 - ⑥専ら居住を目的とした事業所又は居住エリアにおける設備の導入でないこと。

補助金の額

限度額 **100万円** (補助対象経費の2分の1以内)

申請期間

2026年5月7日(木)～11月30日(月)

申請方法

電子申請 (メール)

原則PDF形式で電子メールにて提出
申請様式などはHPからダウンロードしてください

手続きの流れ

省エネ診断

交付申請
交付決定

事業実施

事業報告

交付額確定

※交付申請前に診断を受ける必要があります
※省エネ診断結果により消費エネルギーの削減率の合計
もしくは、設備単体の更新による削減率が年率10%以上
低減する提案を受けている必要があります。

※**交付決定前の着手は対象外**
※令和8年12月28日(月)までに、導入設備の発注、納入、
検収、支払等のすべての手続きを完了してください。
※職員による現地確認を行う場合があります。

お問合せ・申請先

小樽市 産業港湾部 産業振興課
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 [市役所別館4階]
☎0134-32-4111 内線263・264
✉sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp



メールアドレス



HP

小樽市生活環境部環境課
0134-32-4111 (内線327・328)



省エネ診断の補助金はこちらから確認